

霧島市都市計画税条例の一部改正について

霧島市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日提出

霧島市長 前 田 終 止

霧島市都市計画税条例の一部を改正する条例

霧島市都市計画税条例（平成17年霧島市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第11項中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第45項」に、「第30項から第33項まで」を「第34項」に改め、同項を第12項とする。

附則第10項中「附則第 4 項及び第 6 項」を「附則第 5 項及び第 7 項」に、「附則第 4 項及び第 7 項」を「附則第 5 項及び第 8 項」に、「附則第 5 項、第 7 項及び第 8 項」を「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に、「附則第 7 項から第 9 項まで」を「附則第 8 項から第 10 項まで」に、「附則第 9 項」を「附則第10項」に改め、同項を第11項とする。

附則第 9 項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を第10項とする。

附則第 8 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を第 9 項とする。

附則第 7 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を第 8 項とする。

附則第 6 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に、「第20項」を「第19項」に改め、同項を第 7 項とする。

附則第 5 項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を第 6 項とする。

附則第 4 項の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項中「第20項」を「第19項」に改め、同項を第 5 項とする。

附則第3項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

- 4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の霧島市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税等の一部を改正する等の法律が施行されたことに伴い、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する認定誘導事業者が取得した公共施設等に関し、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例の導入等のため、本条例の所要の改正をしようとするものである。